

法的事項分科会
これまでの議論の整理と対応方向(中間報告)

1 法的事項分科会の議論の問題意識

(1) 育成者権侵害への対応の現状(損害賠償制度)

育成者権者は、侵害行為について不法行為が成立する場合には、侵害者に対して損害賠償請求をすることができる。

もっとも、育成者権者は、種苗の開発と増殖許諾のみを行い、収穫物の販売は行わない場合が多く、また、種苗の利用の許諾料については、公的機関等が政策的に農業者向けとして廉価に設定していることにも影響し、種苗本来の経済的な価値に比して低額にしているのが通常である。

そのため、収穫物の権利侵害があった場合でも、不法行為における損害は被害者が現実には被った損害(実損)に限られるとすると、育成者権者が侵害者から得られる損害賠償の額は、収穫物分の損害額が含まれず、低額の種苗の許諾料分にとどまる一方、侵害者の手元には多額の不正な利益が残るという課題がある。

こうした不正な侵害者利益が残る場合、育成者権の知的財産権としての保護が不十分であり、新たな品種開発へのインセンティブの促進を阻害するといえる。

(2) 「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」による提言

こうした状況を踏まえて、令和6年6月に「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」が公表した「デジタル化の進展等に対応した優良品種の保護・活用に向けた対応方向」においては、育成者権侵害に対する損害賠償について、「損害賠償の算定方法については、他人の権利を無断で利用した者がそれによって利益を取得した場合に、権利者はその利益の償還(利益の剥奪)を求める権利を有するとの考え方もある。」、「種苗特有の事情を考慮した損害額の算定方法も考えられる。」と提言されている。

本分科会は、上記提言の問題意識を踏まえて、権利侵害によって侵害者が得た利益に対して法的な対応が可能か、検討を行ったものである。

2 今後の対応方向(中間報告)

(1) 制度検討についての今後の方向性

種苗(特に果樹)は容易かつ大量に増殖が可能であるため、わずかな流出があっただけでも、侵害者は大量の収穫物を容易に販売することができる。

他方で、育成者権者は、品種の開発を行ってその種苗の利用許諾をするが、収穫物の生産・譲渡等はみずから行わないことが多い。また、種苗の許諾料は、農業者による利用を前提に、通常、その経済的価値に比して低廉な許諾料が設定されており、種苗の許諾料と収穫物の取引価格との間には著しい差が存在している。そのた

め、侵害者が収穫物を大量に販売して高額の利益を得ている場合であっても、現行法制度の枠内では育成者権者が得ることができる賠償額は許諾料相当額となる。

こうした状況においては、不正な利益が侵害者の手元に残り、侵害し得を許容することになる一方、育成者権の十分な保護を図ることができず、権利取得のインセンティブを低下させるという課題があり、こうした課題に対応する制度的な手当てを講じるべきである。

また、侵害者は、許諾料を支払っていない上、正規の許諾条件にも従わないところ、こうした侵害者による種苗・収穫物の無断栽培を放置することは、正規に許諾を得ている者の許諾へのインセンティブを低下させるおそれもあり、品種登録制度の運営の観点からも課題といえる。

こうした前提の下で、本分科会での議論を踏まえると、損害賠償制度とは別個の枠組みと、損害賠償の許諾料徴収の枠組みの二つの制度化の方向性が考えられるが、農林水産省において、更に詳細に制度設計を検討すべきである。

(2) 損害賠償制度とは別の枠組みによる考え方

ア 損害賠償制度とは別個の請求権を新たに創設することで、侵害者利益を育成者権者に償還させる考え方であり、その法的構成については、民法 190 条を参考にするを中心として検討した。民法 190 条の理解には様々な見解があるところ、本分科会における委員の意見も踏まえると、次の考え方も取り得られると思われる。

また、農林水産省の検討においては、育成者権の特殊性に着目し、他の知的財産権にはない特殊性を更に積み上げるとともに、政策的な効果に加えて、育成者権者に侵害者利益を帰属させる法的な根拠や権利の割当内容、各要件の整合性に留意すべきである。

(考え方 1)

(ア) 民法は、元物の所有者等に果実を收取する権利があることに対応して（民法 89 条）、元物の所有者等の悪意者に対する果実返還請求権を認める一方（民法 190 条）、善意者に限って果実收取権を認めて果実の返還を免れることとしている（民法 189 条 1 項）。

この点につき、育成者権の効力は、種苗・収穫物・加工品にも及び、これは育成者権者がみずから登録品種の利用を行っているかは問わない。

また、品種登録審査においては、有体物としての種苗の提出を受けて、栽培した収穫物等の現物を用いて対照品種との比較審査することが必要とされている上に（種苗法 15 条 1 項）、その現物に出現する特性が品種登録簿に登録され（種苗法 18 条）、権利侵害の認定に当たっても現物同士の比較が原則とされている。育成者権については、種苗・収穫物が有体物（現物）として存在していることが権利の前提となる点において、他の知的財産権とは異なる特徴がある

といえる。

(イ) 更に、登録品種においては、育成者が開発したオリジナルの種苗・収穫物が増殖されることにより、登録品種の種苗・収穫物が流通しているのであるから、登録品種として存在する種苗・収穫物は、元をたどれば、育成者のオリジナルの種苗・収穫物を増殖・派生したものである（他者が全く同じ品種を開発することは実際にはおよそ想定されない。）。

このように、登録品種として存在する種苗・収穫物は、元をたどれば、育成者が開発したオリジナルの種苗・収穫物をそのまま増殖・派生したものであるとして、育成者権の効力が及んでいるとも考えられる点において、育成者権は、他の知的財産権とは異なる特徴を有している。

そして、侵害者が販売する収穫物等も、育成者のオリジナルの種苗・収穫物がそのまま増殖・派生したものであり、侵害者利益はオリジナルの種苗の代替であるともいえ、侵害者利益は育成者権に対する民法 190 条の「果実」と同様に考えることも可能である。

こうした育成者権の特殊性を踏まえると、民法 190 条の規定を参考に、侵害者利益にも育成者権の効力が及んでいるとして、これを育成者権者に帰属させることも考えられるのではないか。

(考え方 2)

考え方 1 を踏まえて、侵害者が販売する種苗・収穫物・加工品にも育成者権の効力が及ぶとすると、侵害者がこれらを譲渡して利益を得た場合には、悪意の占有者が他人の物を処分して得た利益の調整規定である民法 191 条の趣旨等を参考にすることにより、侵害者利益を育成者権者に帰属させることができるのではないか。

(考え方 3)

考え方 1 における民法 190 条の考え方とは異なる見解として、同条は、所有権等を侵害したことによって得られた不正な利益は返還すべきとする考え方を表した規定であるという見解も考えられるところ、不正な侵害者利益への対処の必要性が高いことに鑑みて、こうした見解を参考にすることにより、種苗法において、侵害者利益を育成者権者に帰属させることができるのではないか。

イ 対象となる侵害者の主観面については、法的効果の大きさや損害賠償請求との違いという点を考慮し、故意を要すると整理することが考えられる。この際、故意が認められる事例として典型的なものは「侵害者が収穫物の生産に利用した種苗が育成者権侵害品であることを認識していた」という場合が想定される。

他方で、同制度の法律構成との整合性も意識する必要があるとの意見もあった。例えば、考え方 1 では、民法 190 条の規律を参考にして、侵害者の悪意を要す

ると整理することが考えられる。

考え方 2 では、民法 191 条の規律を参考にして、少なくとも、侵害者利益の全部を返還させるためには、侵害者の悪意を要すると整理することが考えられる。

考え方 3 では、その法的構成から、侵害者の悪意のほか、重過失でも足りると整理することが考えられる。

この点につき、主観的要件として、「故意」を有している者を対象とするか、「悪意」を有している者を対象とするかは、育成者権侵害の事例を想定すると差異が生じることはないと考えられるが、制度を具体化する際に検討すべき点である。

なお、侵害者の主観的要件を厳格に求めすぎると同制度の適用場面が少なくなるのではないかと考えられるが、立証の観点からも主観的要件の対象となる事実や事情については明確に整理すべきという意見があり、この点を考慮して制度や運用を検討すべきである。

ウ 対象となる侵害者利益のうち寄与分等の控除については、本分科会における委員の意見を踏まえると、生産又は販売に直接関連して追加的に必要となった経費は控除すべきである。

一方で、侵害者の営業努力やブランド力等による控除を認めるかについては、侵害者に不正な利益を残さないという点や不法行為による損害賠償制度と違いをつけるという点から控除を認めるべきでないという意見と、不当利得の規定（民法 703 条）によれば少なくとも侵害者の営業努力やブランド力等は控除すべきとの意見もあったことを踏まえて、検討すべきである。

エ カスケイド原則については、損害賠償請求権と同様に適用すべきである。

（3）損害賠償制度における許諾料徴収の調整による考え方

損害賠償制度における許諾料徴収による調整については、侵害者による行為であることや侵害発見に要する育成者権者の費用も勘案し、特許法、著作権法で導入された侵害プレミアムの規定を導入すべきであり、この際、種苗・収穫物・加工品のうち、育成者権侵害行為の対象となったものに係る許諾料を基礎として損害額を算定することを明確にすることが望ましいと考えられる。

また、許諾料規定を公示することによって、損害額を算定する際の参考にできるようにする制度も検討することも有用である。この点については、許諾料規定の適正さをどのように担保するかという課題があることや、公示した許諾料を損害額の推定にとどめるといった方向性もあることを含めて、検討すべきである。

（4）以上の（1）から（3）について、分科会におけるこれまでの議論の結果として、「優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会」に報告する。

以上